

○不破消防組合手数料条例

平成22年4月1日条例第2号

改正

平成25年4月1日条例第4号

平成26年4月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する消防事務に関する手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表のとおりとする。

(納付の時期)

第3条 手数料は、申請の際、納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(手数料の減免)

第4条 管理者は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(罰則)

第5条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	
1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務	1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認	仮貯蔵、仮取扱承認手数料		5,400円
		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の許可の申請に対する審査	製造所設置許可手数料	
			②指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円	
			③指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円	
			④指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円	
			⑤指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	
	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		貯蔵所設置許可手数料	ア 屋内貯蔵所
		②指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 26,000円		
		③指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 39,000円		

	④指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	52,000 円
	⑤指定数量の倍数が 200 を超えるもの	66,000 円
イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	①指定数量の倍数が 100 以下のもの	20,000 円
	②指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以下のもの	26,000 円
	③指定数量の倍数が 10,000 を超えるのもの	39,000 円
ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		530,000 円
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タン	① 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	830,000 円
	② 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1,010,000 円
	③ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1,120,000 円

	ク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。	④ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満 のもの	1,420,000 円
		⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満 のもの	1,660,000 円
		⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満 のもの	3,880,000 円
		⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満 のもの	5,100,000 円
		⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 のもの	6,290,000 円
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	① 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満 のもの	1,130,000 円
		② 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上	1,340,000 円

			10,000 キロリットル未満のもの	
			③ 危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満のもの	1,500,000 円
			④ 危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満のもの	1,830,000 円
			⑤ 危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満のもの	2,140,000 円
			⑥ 危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリットル以上300,000 キロリットル未満のもの	4,350,000 円
			⑦ 危険物の貯蔵最大数量が300,000 キロリットル以上400,000 キロリットル未満のもの	5,570,000 円
			⑧ 危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの	6,770,000 円
		カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	① 危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満のもの	5,750,000 円

			② 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満 のもの	7,250,000 円	
			③ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上 のもの	10,700,000 円	
		キ	屋内タンク貯蔵所	26,000 円	
		ク	地下タンク貯蔵所	① 指定数量の倍数が 100 以下のもの 26,000 円	
			② 指定数量の倍数が 100 を 超えるのもの	39,000 円	
		ケ	簡易タンク貯蔵所	13,000 円	
		コ	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び第 15 条第 3 項の移動タンク貯蔵所を除く。）	26,000 円	
		サ	積載式移動タンク貯蔵所又は第 15 条第 3 項の 移動タンク貯蔵所	39,000 円	
		シ	屋外貯蔵所	13,000 円	
4	法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	取扱所設置許可申請 手数料	ア 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	52,000 円	
			イ 屋内給油取扱所	66,000 円	
			ウ 第 1 種販売取扱所	26,000 円	
			エ 第 2 種販売取扱所	33,000 円	
			オ 移送取扱所	① 危険物を移送するための 配管の延長（当該配管の起	21,000 円

				<p>点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から13の項まで及び17の項において同じ。)が15キロメートル以下のもの移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)</p>	
				<p>② 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの</p>	87,000円
				<p>③ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの</p>	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増

				すごとに 22,000 円を加えた額
		カ 一般取扱所	① 指定数量の倍数が 10 以下のもの	39,000 円
			② 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	52,000 円
			③ 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	66,000 円
			④ 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	77,000 円
			⑤ 指定数量の倍数が 200 を超えるもの	92,000 円
5 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	製造所変更許可申請手数料	1 の項の 2 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		
6 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵所変更許可申請手数料	1 の項の 3 の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（危険物規則第 4 条第 3 項第 4 号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所）にあっては、タンク本体及び地盤）の変更以外の変更の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更の場合には、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の設置に係る手数料の区分）に応じそれぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		
7 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構	取扱所変更許可申請手数料	1 の項の 4 の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		

	造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		
8	法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可に係る完成検査	製造所完成検査手数料	1 の項の 2 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれの当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
9	法第 11 条第 5 項及び政令第 8 条第 3 項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	貯蔵所完成検査手数料	ア 屋外タンク貯蔵所 1 の項の 3 のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
			イ その他の貯蔵所 1 の項の 3 の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
10	法第 11 条第 5 項及び政令第 8 条第 3 項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	取扱所完成検査手数料	1 の項の 4 の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
11	法第 11 条第 5 項及び政令第 8 条第 3 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	製造所変更完成検査手数料	1 の項の 2 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額
12	法第 11 条第 5 項及び政令第 8 条第 3 項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備	貯蔵所変更完成検査手数料	ア 屋外タンク貯蔵所 1 の項の 3 のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額

	の変更の許可に係る完成検査		イ その他の貯蔵所	1の項の3の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
13	法第11条第5項及び政令第8条第3項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	取扱所変更完成検査手数料	1の項の4の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		
14	法第11条第5項ただし書きの規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	仮使用承認申請手数料			5,400円
15	法第11条の2第1項及び政令第8条の2第7項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	製造所等完成検査前検査手数料	ア 水張検査	① 容量10,000リットル以下のタンク	6,000円
				② 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	11,000円
				③ 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000円
				④ 容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000

		リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
イ 水圧検査	① 容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円
	② 容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク	11,000 円
	③ 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
	④ 容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
ウ 基礎・地盤検査	① 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000 円
	② 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000 円
	③ 危険物の貯蔵最大数量が	700,000 円

			10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	
			④ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	920,000 円
			⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000 円
			⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000 円
			⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000 円
			⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の 特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000 円
		エ 溶接部検査	① 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所	490,000 円
			② 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上	630,000 円

			10,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	
			③ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	990,000 円
			④ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,130,000 円
			⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000 円
			⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000 円
			⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000 円
			⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の 特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000 円
		オ 岩盤タンク検査	① 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	9,100,000 円

			② 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以 上 500,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵 所	12,400,000 円
			③ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所	17,000,000 円
16 法第 11 条の 2 第 1 項及び 政令第 8 条の 2 第 7 項の規定 に基づく製作所、貯蔵所又は 取扱所の位置、構造又は設備 の変更の許可に係る完成検査 前検査	製造所等変更完成検 査前検査手数料	ア 水張検査	1 の項の 15 の下欄に掲げる水張検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
		イ 水圧検査	1 の項の 15 の下欄に掲げる水圧検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
		ウ 基礎・地盤検査	1 の項の 15 の下欄に掲げる基礎・地盤検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	
		エ 溶接部検査	1 の項の 15 の下欄に掲げる溶接部検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	
17 法第 14 条の 3 第 1 項及び 第 2 項の規定に基づく特定屋 外タンク貯蔵所又は移送取扱 所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵 所等保安検査手数料	ア 特定屋外タンク 貯蔵所（岩盤タン クに係る屋外タン ク貯蔵所を除く。）	① 危険物の貯蔵最大 数量が 1,000 キロリ ットル以上 5,000 キ ロリットル未満のも の	310,000 円
			② 危険物の貯蔵最大 数量が 5,000 キロリ ットル以上 10,000 キ	430,000 円

ロリットル未満のもの	
③ 危険物の貯蔵最大 数量が 10,000 キロリ ットル以上 50,000 キ ロリットル未満のも の	720,000 円
④ 危険物の貯蔵最大 数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリットル未満の もの	960,000 円
⑤ 危険物の貯蔵最大 数量が 100,000 キロ リットル以上 200,000 キロリット ル未満のもの	1,210,000 円
⑥ 危険物の貯蔵最大 数量が 200,000 キロ リットル以上 300,000 キロリット ル未満のもの	2,950,000 円
⑦ 危険物の貯蔵最大 数量が 300,000 キロ リットル以上 400,000 キロリット ル未満のもの	3,620,000 円
⑧ 危険物の貯蔵最大	4,170,000 円

			数量が 400,000 キロリットル以上のもの	
		イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	① 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	2,660,000 円
			② 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	3,190,000 円
			③ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	4,790,000 円
		ウ 移送取扱所	① 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの	70,000 円
			② 危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所 70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメ	

			ートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 17,000 円を加えた金額
2 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第 3 条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	火薬類製造許可申請手数料	1 件につき 220,000 円
	2 法第 5 条に規定する火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	火薬類販売営業許可申請手数料	1 件につき 110,000 円。ただし競技用紙雷管のみに係るものにあつては 25,000 円
	3 法第 12 条第 1 項に規定する火薬庫の設置等の許可の申請に対する審査	火薬庫設置等許可申請手数料	1 件につき 設置又は移転に係るものにあつては 73,000 円、構造又は設備の変更に係るものにあつては 8,300 円
	4 法第 15 条に規定する火薬類の製造施設の完成検査	火薬類製造施設完成検査手数料	1 件につき 41,000 円
	5 法第 15 条に規定する火薬庫の完成検査	火薬庫完成検査手数料	1 件につき 設置又は移転に係るものにあつては 41,000 円、構造又は設備の変更に係るものにあつては 23,000 円
	6 法第 17 条第 1 項に規定する火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	火薬類譲渡許可申請手数料	1 件につき 1,200 円
	7 法第 17 条第 1 項に規定する火薬類の譲受けの許可（火工品のみに係るものに限る。）の申請に対する審査	火工品譲受許可申請手数料	1 件につき 2,400 円
	8 法第 17 条第 1 項に規定する火薬類の譲受けの許可（火工品のみに係るものに限る。）の申請に対する審査	火薬類譲受許可申請手数料	1 件につき 6,900 円。ただし、申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 キログラム以下のものにあつては 3,500 円
	9 法第 24 条第 1 項に規定す	火薬類輸入許可申請手数料	1 件につき 25,000 円。ただし、申請に係る火

	る火薬類の輸入の許可の申請に対する審査		薬及び爆薬の数量が 25 キログラム以下のものにあつては、12,000 円	
	10 法第 25 条第 1 項に規定する火薬類の消費の許可（煙火に係るものに限る。）の申請に対する審査	煙火消費許可申請手数料	1 件につき 7,900 円	
	11 法第 35 条第 1 項に規定する特定施設又は火薬庫に係る保安検査	特定施設等保安検査手数料	1 件につき 41,000 円	
3 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	高圧ガス製造許可申請	1 法第 5 条第 1 項第 1 号に該当するもの（2 に掲げるものを除く。）	ア 処理容積（圧縮、液化その他の方法で 1 日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備に係るもの	31,000 円
			イ 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備に係るもの	54,000 円
			ウ 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備に係るもの	68,000 円
			エ 処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備に係るもの	86,000 円
			オ 処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備に係るもの	110,000 円
			カ 処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備に係るもの	140,000 円
			キ 処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備に係る	220,000 円

		もの	
		ク 処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備に係るもの	340,000 円
		ケ 処理容積が 1,000 立方メートル以上の設備に係るもの	560,000 円
	2 法第 5 条第 1 項第 1 号に該当するものであって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの	ア 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備に係るもの	7,400 円
		イ 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備に係るもの	11,000 円
		ウ 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備に係るもの	13,000 円
		エ 処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備に係るもの	16,000 円
		オ 処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備に係るもの	21,000 円
		カ 処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備に係るもの	27,000 円
		キ 処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備に係るもの	44,000 円
		ク 処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の設備に係るもの	60,000 円
		ケ 処理容積が 5,000,000 立方メートル以上	75,000 円

		10,000,000 立方メートル未満の設備に係るもの	
		コ 処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備に係るもの	91,000 円
	3 法第 5 条第 1 項第 2 号に該当するもの	ア 冷凍能力が 20 トン以上 100 トン未満の設備に係るもの	36,000 円
		イ 冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備に係るもの	54,000 円
		ウ 冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の設備に係るもの	68,000 円
		エ 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の設備に係るもの	87,000 円
		オ 冷凍能力が 3,000 トン以上の設備に係るもの	110,000 円
高圧ガス製造施設等変更許可申請	1 法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けたもの（2 に掲げるものを除く。）	ア 変更後の処理容積が、変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部の撤去をし、当該撤去をする設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積をいう。以下この項において同じ。）と同一であるもの又は変更前の処理容積より減少するもの	16,000 円
		イ 変更後の処理容積が、変更前の処理容積を超える場合における変更後の処理容積か	26,000 円

		ら変更後の処理容積を減じて得た容積（以下この項において「増加容積」という。） 200 立方メートル未満のもの	
		ウ 増加容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満のもの	39,000 円
		エ 増加容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	57,000 円
		オ 増加容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満のもの	61,000 円
		カ 増加容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満のもの	69,000 円
		キ 増加容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満のもの	93,000 円
		ク 増加容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満のもの	150,000 円
		ケ 増加容積が 1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満のもの	220,000 円
		コ 増加容積が 10,000,000 立方メートル以上のもの	370,000 円
2	法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けたものであって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの	ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積と同一であるもの又は変更前の処理容積より減少するもの	3,200 円
		イ 増加容積が 200 立方メートル未満のもの	5,100 円
		ウ 増加容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満のもの	8,200 円
		エ 増加容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	9,200 円
		オ 増加容積が 5,000 立方メートル以上	12,000 円

		25,000 立方メートル未満のもの	
		カ 増加容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満のもの	14,000 円
		キ 増加容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満のもの	18,000 円
		ク 増加容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満のもの	31,000 円
		ケ 増加容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満のもの	44,000 円
		コ 増加容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満のもの	53,000 円
		サ 増加容積が 10,000,000 立方メートル以上 のもの	65,000 円
	3 法第 5 条第 1 項第 2 号 に該当する同項の許可を 受けたもの	ア 変更後の冷凍能力が、変更前の冷凍能力 (当該変更が設備の全部又は一部の撤去を し、当該撤去をする設備に代えて新たに設 備をするものである場合にあつては、変更 前の冷凍能力から当該撤去をする設備に係 る冷凍能力を控除した能力をいう。以下こ の項において同じ。) と同一であるもの又は 変更前の冷凍能力より減少するもの	16,000 円
		イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力を 超える場合における変更後の冷凍能力から 変更前の冷凍能力を減じて得た能力 (以下 この項において「増加冷凍能力」という。) が 100 トン未満のもの	30,000 円
		ウ 増加冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未 満のもの	38,000 円

		エ 増加冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満のもの	55,000 円
		オ 増加冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満のもの	62,000 円
		カ 増加冷凍能力が 3,000 トン以上のもの	69,000 円
貯蔵所設置許可申請	貯蔵所設置許可申請手数料		25,000 円
第 1 種貯蔵所変更許可申請	第 1 種貯蔵所位置等変更許可申請手数料		11,000 円 ただし、変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積を超える場合にあつては 14,000 円
高圧ガス製造施設等完成検査	高圧ガス製造施設等完成検査手数料	ア 法第 5 条第 1 項又は法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、かつ、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたもの	6,100 円
		イ 第 1 種貯蔵所（法第 20 条第 1 項の規定による完成検査をする場合）	18,750 円
		ウ 第 1 種貯蔵所（法第 20 条第 3 項の規定による完成検査をする場合）	8,250 円。ただし、変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合にあつては 10,500 円

		エ イからハマまでに掲げる施設以外のもの	この項の1又は2に掲げる区分に従い、それぞれの金額の欄に掲げる額に4分の3を乗じて得た額
輸入高圧ガス等検査	1 圧縮ガス	ア 容積が300立方メートル未満のもの	13,000円
		イ 容積が300立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	21,000円
		ウ 容積が1,000立方メートル以上のもの	27,000円
	2 液化ガス	ア 質量が3トン未満のもの	13,000円
		イ 質量が3トン以上10トン未満のもの	21,000円
		ウ 質量が10トン以上のもの	27,000円
保安検査手数料	1 法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けたもの（2に掲げるものを除く）	ア 処理容積100立方メートル以上200立方メートル未満の施設に係るもの	3,300円
		イ 処理容積200立方メートル以上1,000立方メートル未満の施設に係るもの	60,000円
		ウ 処理容積1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の施設に係るもの	75,000円
		エ 処理容積5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の施設に係るもの	95,000円
		オ 処理容積25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の施設に係るもの	120,000円
		カ 処理容積100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の施設に係るもの	150,000円

		の	
		キ 処理容積 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の施設に係る もの	250,000 円
		ク 処理容積 1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の施設に係 るもの	370,000 円
		ケ 処理容積 10,000,000 立方メートル以上 の施設に係るもの	610,000 円
	2 法第5条第1項第1号 に該当するものであって 移動式製造設備のみを使用 して高圧ガスの製造を するもの	ア 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立 方メートル未満の施設に係るもの	7,700 円
		イ 処理容積 200 立方メートル以上 1,000 立 方メートル未満の施設に係るもの	12,000 円
		ウ 処理容積 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の施設に係るもの	15,000 円
		エ 処理容積 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の施設に係るも の	20,000 円
		オ 処理容積 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の施設に係るも の	22,000 円
		カ 処理容積 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の施設に係るも の	31,000 円
		キ 処理容積 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の施設に係る もの	47,000 円
		ク 処理容積 1,000,000 立方メートル以上	64,000 円

		5,000,000 立方メートル未満の施設に係るもの	
		ケ 処理容積 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の施設に係るもの	80,000 円
		コ 処理容積 10,000,000 立方メートル以上の施設に係るもの	95,000 円
	3 法第5条第1項第2号に該当するもの	ア 冷凍能力が 20 トン以上 100 トン未満の施設に係るもの	42,000 円
		イ 冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の施設に係るもの	60,000 円
		ウ 冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の施設に係るもの	76,000 円
		エ 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の施設に係るもの	95,000 円
		オ 冷凍能力が 3,000 トン以上の施設に係るもの	120,000 円
容器検査手数料	1 温度零下 50 度以下の液化ガスを充てんするための容器	ア 内容積が 500 リットル未満のもの	6,600 円
		イ 内容積が 500 リットル以上 1,000 リットル未満のもの	16,000 円
		ウ 内容積が 1,000 リットル以上のもの	16,000 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増やすことに 1,600 円を加えた額
	2 繊維強化プラスチック	ア 内容積が 1 リットル未満のもの	150 円

複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (1に掲げるものを除く。)	イ 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	180円
	ウ 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	260円
	エ 内容積が30リットル以上150リットル未満のもの	320円
	オ 内容積が150リットル以上のもの	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
3 高強度鋼容器(1又は2に掲げるものを除く。)	ア 内容積が1リットル未満のもの	140円
	イ 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	160円
	ウ 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	220円
	エ 内容積が30リットル以上のもの	220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増やすごとに4円を加えた額
4 1から3までに掲げるもの以外のもの	ア 内容積が1リットル未満のもの	90円
	イ 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	110円
	ウ 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	170円

			エ 内容積が 30 リットル以上 150 リットル未満のもの	210 円
			オ 内容積が 150 リットル以上 500 リットル未満のもの	800 円
			カ 内容積が 500 リットル以上 1,000 リットル未満のもの	7,700 円
			キ 内容積が 1,000 リットル以上のもの	7,100 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた額
付属品検査等手数料	1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される付属品	ア	内容積が 150 リットル未満のもの	24 円
		イ	内容積が 150 リットル以上のもの	31 円
	2 1に掲げる以外のもの	ア	内容積が 500 リットル未満のもの	21 円
		イ	内容積が 500 リットル以上 1,000 リットル未満のもの	540 円
		ウ	内容積が 1,000 リットル以上のもの	1,100 円
容器検査所の登録又はその更新の申請に対する審査	容器検査所登録等申請手数料	1 件につき		16,000 円
容器への刻印等	容器刻印等手数料			1,400 円
4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下この項において「法」とい	1 法第 3 条第 1 項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	1 件につき	31,000 円
	2 法第 3 条の 2 第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業者	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	1 通につき	630 円

う。)の施行に関する事務	登録簿の謄本の交付		
3	法第3条の2第3項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料	1回につき 460円
4	法第29条第1項に規定する保安業務の認定の申請に対する審査	保安業務認定申請手数料	1件につき 6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額と 34,000円とを合計した額
5	法第32条第1項に規定する保安業務の認定の更新の申請に対する審査	保安業務認定更新申請手数料	1件につき 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と 14,000円とを合計した額
6	法第33条第1項に規定する保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	保安業務一般消費者等数増加認可申請手数料	1件につき 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額と 20,000円とを合計した額
7	法第35条の6第1項に規定する保安確保機器の設置等の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数(以下この項において「一般消費者等数」という。)が 1,000戸未満のものにあつては 55,000円、一般消費者等数が 1,000戸以上 10,000戸未満のものにあつては 80,000円、一般消費者等数が 10,000戸以上のものにあつては 110,000円
8	法第36条第1項に規定する貯蔵施設等の設置の許可申請に対する審査	貯蔵施設等設置許可申請手数料	1件につき 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
9	法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

10 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する貯蔵施設等の設置に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	1 件につき 31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額
11 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する貯蔵施設等の変更に係る完成検査	貯蔵施設等変更完成検査手数料	1 件につき 24,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に変更に係る完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額
12 法第 37 条の 4 第 1 項に規定する充てん設備の許可の申請に対する審査	充てん設備許可申請手数料	1 件につき 28,000 円に充てん設備の数を乗じて得た額
13 法第 37 条の 4 第 3 項において準用する法第 37 条の 2 第 1 項に規定する充てん設備の変更の許可に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	1 件につき 19,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
14 法第 37 条の 4 第 4 項において準用する法第 37 条の 3 第 1 項に規定する充てん設備に係る完成検査	充てん設備完成検査手数料	1 件につき 36,000 円に充てん設備の数を乗じて得た額
15 法第 37 条の 4 第 4 項にお	充てん設備変更完成検査手数料	1 件につき 27,000 円に変更に係る充てん設

	いて準用する法第 37 条の 3 第 1 項に規定する充てん設備の変更に係る完成検査		備の数を乗じて得た額	
	16 法第 37 条の 6 第 1 項に規定する充てん設備に係る保安検査	充てん設備保安検査手数料	1 件につき 27,000 円に保安検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額	
5 不破消防組合火災予防条例（昭和 46 年条例第 2 号。以下「条例」という。）に関する事務	条例第 47 条に規定するタンクの水張検査及び水圧検査	水張検査	1 基につき 6,000 円	
		水圧検査	①容量 600 リットル以下のタンク	1 基につき 6,000 円
			②容量 600 リットルを超えるタンク	1 基につき 11,000 円
6 再交付に関する事務	許可書等の再交付	再交付手数料	1 件につき 300 円	